

東京都

都市計画法の事業認可の告示は平成二十五年十二月十日です。

1 本事業の概要について

2(1) 用地取得について

(2) 土地収用法に基づく権利について

③(1) 土地価格の固定について

(2) 建築等の制限について

- 土地の形質の変更
- 建築物や工作物の建設
- 移動の容易でない物件の設置や堆積

(3) 土地建物の売買の制限について

また、その届出後三十日以内は売買が行えない、など一定の制限があります。

なお、このお知らせについて、ご不明の点や詳細についてご質問のある方は、左記へお問い合わせください。

